

近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動結果（令和6年度）

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

法令違反通報専用回線「駆け込みホットライン」等に寄せられた違反疑義情報の件数

	令和6年度
駆け込みホットライン等	313件

※その内、近畿管内の大臣許可業者に関する通報は38件あり、法令違反のおそれがある事案について4件の指導、2件の監督処分を行い、是正報告を受けました。

2. 立入検査等

情報収集した法令違反疑義事案のうち、更に詳しい調査が必要と判断し、立入検査等を実施した件数

	令和6年度
立入検査・建設Gメン調査等	192件

※法令違反のおそれがある案件について、1件の監督処分を行い、是正報告を受けました。

3. 建設業法令遵守に関する講習会

建設企業や発注機関の職員等を対象に、建設業法の法令遵守に関する講習会等を実施した回数

	令和6年度
講習会等の開催	34回

※総受講者3,759名に参加いただきました。

4. 監督処分・勧告の実施

法令違反が確認された事案のうち、監督処分等を実施した業者数

	令和6年度
許可取消し	0業者
営業停止	9業者
指示	9業者
勧告	1業者

※ 主な処分・指導内容

営業停止：粗雑工事とそれに伴う虚偽報告

監理技術者等設置違反、無許可業者との下請契約

指 示：労働安全衛生法違反、営業所専任技術者違反

勧 告：無許可業者との下請契約

1. 建設Gメンの現地調査

改正建設業法の施行に伴い、発注者、元請負人、下請負人に対して、受注者から「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、注文者から当該基準を著しく下回る労務費への変更依頼がされることなく、適切に技能労働者の労務費が確保されているか否かの実態を調査するとともに、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議の円滑化ルールや、令和6年4月から建設業に対して時間外労働規制が適用されたことを受け、長時間労働の是正はもとより、週休2日（4週8休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進するべく、請負代金、労務費、工期の3点に重点をおいて、建設Gメンの現地調査を実施し、不当な取引に対しては改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図っていきます。

【重点事項】

- (1) 適正な請負代金・労務費の確保（指値発注、一方的な請負代金の減額、不適當な見積変更依頼等の調査）
- (2) 適切な価格転嫁（労務費指針への対応状況、資材価格の転嫁協議状況等の調査）
- (3) 適正な工期の設定（「工期に関する基準」に基づく対応状況、時間外労働の状況等の調査及び労働基準監督署と連携しての合同調査）
- (4) 適正な請負代金の支払い（労務費相当分の現金払の状況、手形期間等の調査）

2. 法令違反疑義情報の収集

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、個別の相談対応ツールとしての役割に加え、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口としての役割も有していることから、各種相談窓口の周知に努め、法令違反疑義情報に対して建設業法上の必要な措置を図ります。

3. 立入検査の実施

通報により法令違反が疑われる建設業者、（営業所の実態疑義、技術者の配置疑義等）、建設Gメンの現地調査等により法令違反のおそれを把握した建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に立入検査を機動的に実施します。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

取引適正化に向けた普及啓発に活動等を重点的に行うため、毎年10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の法令遵守に向けた普及啓発を図ります。令和6年度に改正建設業法が公布されたことを踏まえ、引き続き普及啓発に関する活動の強化を図ります。

また、建設Gメンについても、当該期間を「集中月間」として、重点的な取組を行います。

5. 関係機関との連携等

- (1) 時間外労働規制の適用が始まったことを踏まえ、府県労働局、労働基準監督署と連携し、説明会などの開催を通じ、民間発注者等に対して適正な工期設定の働きかけに努めます。
- (2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、改正建設業法により措置された新ルール of 適切な対応を強く求めていくとともに、研修会等を合同開催するなど、新ルールの周知に努めます。
- (3) 不良・不適格業者への対応については、許可行政庁間において確知した建設業法違反に係る情報を速やかに共有し、連携・協力します。
- (4) ①建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」、②技能労働者の環境整備等を図るため「建設キャリアアップシステム」、「建設業退職金共済制度」、③「資源有効利用促進法の省令改正」、④規制逃れを目的とした一人親方対策について、あらゆる機会を通じ周知に努めます。